

○立命館大学+R学部奨学金規程

2020年10月14日

規程第1193号

(目的)

第1条 立命館大学+R学部奨学金（以下「奨学金」という。）は、各学部の学士の学位を得るための教育課程において良好な成績をおさめ、所属する学部の教学的取組において優れた成果をあげたと認められる学生を励ますことにより、学業の奨励および有為な人材の育成に資することを目的とし、その取扱いはこの規程の定めるところによる。

(対象者)

第2条 奨学金の給付は、本大学に在籍する学部学生を対象とする。

(給付人数)

第3条 給付人数は、予算の範囲で学部長が定める。

(給付金額)

第4条 奨学金の給付金額は、次のいずれかとする。

- (1) 150,000円
- (2) 140,000円
- (3) 130,000円
- (4) 120,000円
- (5) 110,000円
- (6) 100,000円
- (7) 90,000円
- (8) 80,000円
- (9) 70,000円
- (10) 60,000円
- (11) 50,000円
- (12) 40,000円
- (13) 30,000円
- (14) 20,000円
- (15) 10,000円

(選考要項)

第5条 学部長は、毎年度3月に次年度の奨学金の選考要項を定め、ホームページで公開す

る。

(選考および決定)

第6条 選考は、教授会で行い、学部長が奨学金の受給者を決定する。

(通知)

第7条 学部長は、受給者に対し、受給の決定および受給手続を通知する。

(給付方法)

第8条 奨学金は、受給手続を完了した受給者に対し、給付金額全額を一括して給付する。

2 奨学金は、本人名義の銀行口座への振込みにより給付する。

(給付の取消し)

第9条 学部長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なく所定の日までに受給手続を完了しなかったとき。
- (2) 停学の懲戒を受けたとき。
- (3) その他学部長が受給者としてふさわしくないと判断したとき。

(返還)

第10条 学部長は、前条により奨学金の給付を取り消した者に対し、給付済みの奨学金の返還を求める。

2 前項により奨学金の返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して2週間以内に請求額を返還しなければならない。

(施行細目)

第11条 施行に関わる細目は、学部長が定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、教学委員会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、立命館大学+R Challenge奨学金規程を廃止する。

附 則 (2021年7月7日給付金額の変更に伴う一部改正)

この規程は、2022年4月1日から施行する。